

平成25年度以降に競争性のある契約に移行予定のもの

(独立行政法人名:空港周辺整備機構)

契約名及び内容	契約職等の氏名並びに その所属する部局の名称 及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号 又は名称及び住所	随意契約によることと した業務方法書又は会計 規程等の根拠条文 及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の 役員の数	移行困難な事由	移行予定年限	備考	
			該 当 な し									

【記載要領】

1. 本表は、「随意契約見直し計画」の対象となっている契約を対象とすること。
2. 本表は、平成24年度に締結した契約のうち、平成25年度以降に競争性のある契約への移行予定のものについて、当該契約ごとに記載すること。
3. 本表は、「公共調達適正化について」(平成18年8月25日付財計第2017号)記3. の記載方法に準じて記載すること。
4. 「移行困難な事由」欄は、平成20年度に競争性のある契約に移行できなかった事由を記載することとし、「移行予定年限」欄は、平成21年度以降の具体的な移行予定年限(例:平成21年度)を記載すること。

平成25年度以降も競争性のない随意契約とならざるを得ないもの(平成24年度実績)

(独立行政法人名:空港周辺整備機構)

※

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部署の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
平成23事業年度財務諸表の官報公告	(独)空港周辺整備機構 理事長 淡路 均 福岡県福岡市博多区博多駅東2-17-5	平成24年9月24日	(株)かんぼう 大阪市西区江戸堀1-2-14	会計規程第43条第3項 契約の性質又は目的が競争を許さないとき	1,720,332	1,720,332	100.0%	—	価格は全国一律であり、また、当該相手方は大阪府において官報掲載を行うことができる唯一の取次店であり、競争の余地がないため。	6	
事務室借上(大阪)に係る空調料等負担金	(独)空港周辺整備機構 理事長 淡路 均 大阪府池田市空港2-2-5	平成24年4月1日	空港施設(株) 東京都大田区羽田空港1-6-5	会計規程第43条第3項 契約の性質又は目的が競争を許さないとき	—	2,551,895	—	—	当該維持費(電気、ガス、上下水道、空調)の負担部分については事務所賃貸借契約に基づき当該賃借人からの請求によることとされており、競争の余地がないため。	5	H24.6.30 大阪事業本部廃止
事務室借上(福岡)に係る共益費	(独)空港周辺整備機構 理事長 淡路 均 福岡県福岡市博多区博多駅東2-17-5	平成24年4月1日	(株)アサヒ緑健 福岡県福岡市博多区博多駅東3-5-15	会計規程第43条第3項 契約の性質又は目的が競争を許さないとき	—	6,059,868	—	—	共益部分の電気、ガス、水道料、エレベータ保守及び清掃費については事務所賃貸借契約に基づき当該賃借人からの請求によることとされており、競争の余地がないため。	5	
事務室借上(福岡)に係る電気料	(独)空港周辺整備機構 理事長 淡路 均 福岡県福岡市博多区博多駅東2-17-5	平成24年4月1日	(株)アサヒ緑健 福岡県福岡市博多区博多駅東3-5-15	会計規程第43条第3項 契約の性質又は目的が競争を許さないとき	—	2,007,625	—	—	事務所賃貸借契約に基づき当該賃借人からの請求によることとされており、競争の余地がないため	5	

※随意契約によらざるを得ない事由(類型早見表により)

- 5: 当該場所でなければ行政事務を行うことが不可能であることから場所が限定
6: 官報、法律案、予算書又は決算書の印刷等

【記載要領】

- 本表は、「随意契約見直し計画」の対象となっている契約を対象とすること。
- 本表は、平成24年度に締結した契約のうち、平成25年度以降も競争性のない随意契約とならざるを得ないものについて、当該契約ごとに記載すること。
- 本表は、「公共調達適正化について」(平成18年8月25日付財計第2017号)記3. の記載方法に準じて記載すること。
- 「随意契約によらざるを得ない事由」欄は、可能な限り具体的に記載する。「随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分」欄は、別添の「随意契約事由別 類型早見表」の類型区分(1~12)の番号を記載する。その他以下に該当する番号を記載する。
 - ・緊急の必要により競争に付することができない場合「13」
 - ・競争に付することが不利と認められる場合「14」
 - ・秘密の保持が必要とされている場合「15」
 - ・競争に付しても入札者がいないとき、又は再度の入札をしても落札者がいない場合「16」
 - ・特例政令に相当する規定に該当する場合「17」
 - ・国において定める随意契約の限度額を超える契約で、法人の定める限度額を下回る契約については「18」
 - ・その他、類型区分に分類できないものについては「19」